

質 疑 回 答 書

令和7年5月22日

1 業務名 電子契約サービス提供業務（長期継続契約）

2 質疑内容

	質 疑 内 容	回 答
1	実施要領 1 1 企画提案書作成について 文字の大きさ、フォント、ロゴの使用禁止等の制限は無い認識でよろしいですか。	文字の大きさ、フォントに制限は設けていません。 ロゴを使用する場合は、著作権・商標権等の保持の観点から必要な手続きを行ってください。
2	実施要領 1 2 プレゼンテーション審査について プレゼンテーション参加人数に上限はありますか。	プレゼンテーション参加人数に上限はありません。
3	仕様書 5 電子契約サービス要件（9） 「町職員及び契約相手方が、各自のP C、スマートフォン、タブレットのいずれでも電子契約書の作成、承認、署名、契約締結、保管、検索ができるようマルチデバイス対応をしていること。また、各OS（W i n d o w s、M a c O S、A n d o r o i d、i O S等）での利用が可能であること。」について、公告日時点でP C、スマートフォン、タブレットのいずれも上記操作が可能で、操作ができない場合は失格になるという認識でよろしいですか。	仕様書に定めるとおりの仕様内容を求めています。 提出書類及びプレゼンテーションの中で、仕様を満たすサービスであるかを確認させていただきます。

4	仕様書 7 運用及び保守 (1) 「電子契約書の保存管理を適切に行うこと。電子契約サービス利用に影響を与えないよう、データのバックアップを行うこと。」について、電子契約サービス利用に影響与えないようために、一般的には日次 30 世代 (30 日) のデータのバックアップがあれば問題無い認識ですが、具体的にどれくらいのバックアップがあれば良いでしょうか。	7 世代 (7 日) のバックアップが可能であることを要件とします。
5	仕様書 3 委託料の上限額 令和 7 年度 of 上限額 導入費用 1,023,000 円 / 利用料 198,000 円 とありますが、請求・支払い条件の明記がありません。毎月請求・毎月のお支払いとの認識で良いのでしょうか。	導入費用、利用料ともに、町の業務完了検査に合格したのちに提出される請求書に基づき、請求から 30 日以内に支払います。以下のとおり支払うことを想定していますが、契約の際、受注者と協議の上、決定します。 ●導入費用 導入業務完了後、一括請求・一括払い ●利用料 利用月の終了後、毎月請求・毎月払い
6	実施公告 8 プレゼンテーション審査 実施要領 12 プレゼンテーション審査 「使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加は認めない。」とあります。提案時間に含まれるデモンストレーションにおいて、操作性を説明するために実際のシステムを運用することは認められますか？	プレゼンテーションにおいて、システムの操作性を説明するために操作画面を表示することを認めます。操作画面の表示は、企画提案書の追加とはみなしません。